

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、  
路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面

移動等円滑化のために必要な構造及び設備	路外駐車場いす使用者用駐車施設		台確保	
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値			
	特殊の装置	イ 特殊の装置の有無	無	
ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要		認定の番号		
		特殊の装置の名称等		

備考

- 一 路外駐車場変更届出書に添付する書面にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 「特殊の装置」イ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 三 「特殊の装置」ロ欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 四 「特殊の装置」ロの「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造業者名を記載すること。

## 記載要領（バリアフリー新法特定路外駐車場関係）

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする事項を朱書きすること。
- 二 3 の口の a 欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 三 3 の口の b 欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 四 4 のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 五 4 の口の a 欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）第 4 条の規定による認定の番号を記載すること。
- 六 4 の口の b 欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。

### 添付図面他

- (1) 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺 1 万分の 1 以上の地形図
- (2) 次に掲げる事項を表示した縮尺 2 0 0 分の 1 以上の平面図
  - イ) 特定路外駐車場の区域
  - ロ) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第 2 条第 1 項に規定するものをいう）、路外駐車場移動等円滑化経路（同省令第 3 条第 1 項に規定するものをいう）その他主要な施設
- (3) バリアフリー法第 1 2 条第 1 項ただし書の主務省令で定める書面は、第 2 号様式により作成した届出書及び路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他の主要な施設を表示した縮尺 2 0 0 分の 1 以上の平面図とする。ただし、変更の届出書に添える図面は、変更しようとする事項に係る図面